

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第42号）（中央卸売市場第一市場）

京都市中央卸売市場第一市場の再整備に伴い、製氷棟等を廃止するとともに、卸売業者活魚施設等について使用料の限度額を次のとおり改定することとしました。

- 1 再整備を行い新たに供用を開始する施設について、施設整備に要した経費等を考慮のうえ、下表のとおり改定します。

区 分	単 位	使 用 料	
		改 正 前	改 正 後
卸売業者活魚施設使用料	1 平方メートルにつき	円 1,463	円 <u>1,900</u>
仲卸業者売場使用料	1 月	2,440	<u>3,170</u>
倉庫使用料		1,835	<u>2,390</u>
加工処理場使用料		2,270	<u>2,950</u>
その他の施設使用料		848	<u>1,100</u>

- 2 いけす及び製氷棟については、再整備に伴い廃止することから、それらに係る使用料の規定を別表から削除します。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第42号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

1,463
2,440

」 を 「

1,900
3,170

」 に、

「

1,835
-------

」 を 「

2,390
-------

」 に、

「

冷蔵庫棟使用料	青果部の冷蔵庫棟	1棟につき1月	6,910,551
	水産物部の冷蔵庫棟		10,297,100
いけす使用料			459,800

」 を

「

冷蔵庫棟使用料	青果部の冷蔵庫棟	1棟につき1月	6,910,551
	水産物部の冷蔵庫棟		10,297,100

」 に、

「

製氷棟使用料		1,694,000
電動運搬車充電所使用料	1棟につき1月	2,357,201

を

」

「

電動運搬車充電所使用料	1棟につき1月	2,357,201
-------------	---------	-----------

に、

」

「

2,270
848

を

「

2,950
1,100

に改める。

」

」

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

##### (適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第一市場)